

特別養護老人ホーム喜寿苑清須 料金表

【介護保険サービス】

令和7年4月1日～

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	682単位/日	753単位/日	828単位/日	901単位/日	971単位/日
看護体制加算（Ⅰ）イ			12単位/日		
看護体制加算（Ⅱ）イ			23単位/日		
栄養マネジメント強化加算			11単位/日		
日常生活継続支援加算Ⅱ			46単位/日		
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ			46単位/日		
科学的介護推進体制加算Ⅱ			50単位/月		
協力医療機関連携加算Ⅰ			50単位/月		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）			10単位/月		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位×14.0%				
1ヶ月（31日計算）合計	29161単位	31670単位	34321単位	36901単位	39374単位
介護保険自己負担分（1割）	29570円	32114円	34802円	37418円	39926円
介護保険自己負担分（2割）	59139円	64227円	69603円	74836円	79851円
介護保険自己負担分（3割）	88708円	96341円	104405円	112253円	119776円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2066円/日	880円/日	880円/日	1370円/日	1370円/日
食費	1445円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日
1ヶ月（31日計算）合計	108841円	36580円	39370円	62620円	84630円

※介護保険負担限度額の軽減を受ける為には、市町村窓口へ申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります。

第一段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者）

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は合計2,000万円以下）

第二段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は合計1,650万円以下）

第三段階①（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は合計1,550万円以下）

第三段階②（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える）

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は合計1,500万円以下）

【1ヶ月負担目安】

（単位：円）

	介護保険負担割合証1割負担	介護保険負担割合証2割負担	介護保険負担割合証3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要介護1	138,411	167,980	197,549	66,150	68,940	92,190	114,200
要介護2	140,955	173,068	205,182	68,694	71,484	94,734	116,744
要介護3	143,643	178,444	213,246	71,382	74,172	97,422	119,432
要介護4	146,259	183,677	221,094	73,998	76,788	100,038	122,048
要介護5	148,767	188,692	228,617	76,506	79,296	102,546	124,556

※上記金額は、1ヶ月（31日）あたりの目安を示したものです。月の日数により差額が生じる場合があります。

【その他費用】

該当した場合に算定	・初期加算	1日30単位（入所した日より起算して30日以内、30日を超えて医療機関へ入院し再入所した場合に算定）
	・入院時外泊時加算	1日246単位（入院時、外泊時、1ヶ月6日を限度として算定）
	・安全対策体制加算	20単位（入所日に限り算定）
	・経口移行加算	1日28単位（医師の指示に基づき、経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成した場合に算定）
	・経口維持加算Ⅰ	1月110単位（摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し医師の指示により特別な栄養管理を行った場合に算定）
	・口腔衛生管理加算Ⅱ	1月110単位（口腔衛生管理計画を作成し、月2回の歯科衛生士による口腔管理と介護職員に技術的助言、指導、必要に応じ相談対応した場合に算定）
	・再入所時栄養連携加算	1回200単位（入所者が退所し、病院等に入院した場合で、再度施設に入所する場合に特別食等を必要とするもの情報を連携した場合に算定）
	・認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月120単位（認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合に算定）
	・退所時栄養情報連携加算	1回70単位（低栄養状態であると医師が判断した入所者が退所する際に医療機関等に施設の管理栄養士が栄養管理の情報を提供した場合に算定）
	・退所時情報提供加算	1回250単位（医療機関へ退所する入所者について、入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合に算定）
・退所時相談援助加算	1回400単位（入所者が退所後、居宅サービスを利用する場合に関係機関へ情報を提供した場合に算定）	

※該当する項目について日数分が加算されます。

※豊橋市は7級地に該当しているため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっています。

その他の主な費用、おやつ代:1日100円、理髪サービス、カット、2,000円、カット+顔そり:2,500円。

電気使用量（テレビ、冷蔵庫等、個人で使用される場合）:1日40円、医療費・薬代:実費、その他嗜好品:実費、教養娯楽費:実費